

2月定例県議会追加代表質問

2015年3月2日

日本共産党 宮川えみ子県議

宮川えみ子です。日本共産党を代表して質問を行います。はじめに、原発問題についてです。

東京電力は24日、福島第一原発2号機原子炉建屋の屋上にたまる高濃度の放射性物質を含む雨水が排水路を通じて港湾外に流出していたことを明らかにしました。東電はすでに昨年4月までにこのことを把握していましたが海洋流出を防ぐ手立てを講じなかったばかりか情報を隠し続けていました。東電の隠ぺい体質が改まっていない、本気になって海を汚さないという観点に立っているのかと漁業者だけでなく県民の怒りの声です。

一方、東電を指導すべき原子力規制委員会の田中委員長は「第一原発の実態をすべて把握するのは困難などと居直り発言をしているようですが、原子力規制委員会が、規制する国の役割を果たしていない事が最大の問題だと思いますが、県の見解をお聞きします。

また、東京電力に対して排水路から外洋に直接排水させないように求めるべきと思いますが県の考えを伺います。

次に汚染水処理について、東電の広瀬社長は今年3月までに全量処理するとした目標達成の断念を発表し、さらに、凍土遮水壁工事完成によって300トンから50トンに減らせる、地下水の流入を防ぐとしていましたがこれも未定で、専門家からは疑問視する意見も出ています。

汚染水対策の進捗状況について、県の廃炉安全監視協議会は、東京電力からどのような説明を受け確認を行っているのか尋ねます。

敷地内の地下水の放出に続いて、今度はサブドレン水を海洋放出させるとしていますが、東電は次々と様々な汚染水の海洋放出を求めてくるのではないかとみています。汚染水貯蔵タンクを敷地内に置く余地は十分あります。漁業者に海への放出の判断を求めるべきではありません。

放射性物質が基準以下とはいえサブドレン浄化水を海に流すべきではないと思いますが県の考えを伺います。

原子力規制委員会の田中委員長は1月に起きた労働者死亡事故に関し「排出濃度以下になった水を捨てずにタンクを増設する中での事故だ」など、まるで処理水を海洋に放出しないから労働者の死亡事故が起きたといわんばかりの発言をしています。また、傍聴者から「海洋放出は認められない」と声が上がると、「人が死んでもか」と見当違いの暴言を吐きました。東電の数士会長自身も認めているように、死亡事故・労災事故が頻発している最大の原因は、大部分の作業員・監督も含め熟練を積んでいない事です。労働者の素人化・労働条件の悪化での士気の低下があるとみるべきです。暴言は漁業者と県民の怒りをかっています。雨水受けタンク上部からの転落死亡事故に関する原子力規制委員会の田中委員長の発言に対し、撤回と謝罪を求めるべきと思いますが県の考えを伺います。

先ごろも大きな地震がありました。事故原発についてまたも心配される問題が出ています。第一原発1・2号機用の、高さ120メートルある排気筒についてですが、2013年に排気筒の中間付近で複数の支柱破断が見つかり、東電の調査でも鋼材の腐食とみられる変色が支柱に複数確認されています。

第一原発1・2号機の排気筒が万一倒壊した場合の影響評価や新規規制基準に基づく耐震評価について、県は東京電力からどのように説明を行っているのかお聞きします。

次に原発労働者についてです。1月19日と20日にかけて、第一原発、第二原発での相次ぐ労働者死亡事故が起きました。東電は同じ時期に柏崎刈羽原発でも重大な事故を起こしています。

昨年3月の死亡事故を含めた3件の死亡事故について、県は東京電力からどのような報告を受けているのか伺います。

死亡事故の要因に、いまだに危険手当・労務費割り増し分が本人にわたっておらず士気の低下があると考えますが除染労働者のように、全ての原発労働者に対して、労務費割り増し分が支給されるように改めて東京電力に求めるべきと思いますが県の考えを尋ねます。

多重下請け構造の改善のために、東京電力に対し、原発労働者を直接雇用し、労働環境の改善に全面的に責任を負うよう求めるべきですが県の考えを尋ねます。

県は、第一原発での外国人労働者数を把握しているのか尋ねます。

除染作業で15歳の少年を働かせたとして愛知県警が労働基準法違反の疑いで名古屋市の建設会社の専務を逮捕しましたが、同世代が複数人いたと報道されました。昨年3月に原発労働者の死亡事故が発生した際、原発・除染労働者が激増していることから、日本共産党地方議員団は富岡労働基準監督署に職員の増員の申し入れを行いました。富岡労働基準監督署の体制強化を図るよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

県警察における除染作業や原発関連事業からの暴力団排除の取り組みについて伺います。

次に被災者・避難者支援についてです。

知事は、原子力災害が福島県全体に落とした影の大きさ、深刻さ、覆う影は・・・分断と矛盾を引き起こした、複雑化した課題の解決は多くの時間と労力を要すると述べています。私は、その最大の課題は4年たった今も12万人の避難者が、どこにどのように落ち着いたらいいかその方向性すらいまだ定まらないでいる事にあると思います。そしてこの避難者支援が一番遅れている、つまり人間の復興が一番遅れていることだと思います。

知事は、避難者との対話を重ねてきた中で、様々な声と意見をどのように受け止めたのか伺います。

双葉町から避難して来たある人は、なんにもない所だったが、またあの畑でほうれん草を作りたい。お墓は丘の上にあった、そこに納まりたいと言います。故郷を失う深い悲しみが避難者にあります。様々な対話の中で実に多種多様な要望があり、それこそ一人一人みんな違うという事と、合わせて共通の要望を深くみ取り対応することだと思います。生活支援相談員は見守り・相談等行うと言いますが、緊急雇用対策による短期不安定雇用ではなく長期の事業にもなるので専門性を高めていくためにも、生活相談支援員を正規待遇の長期雇用

とすべきと思いますが県の考えを尋ねます。

訪問することになる、県内の仮設住宅・1万2,000世帯・借り上げ1万9,000世帯の入居者を考えると、生活支援相談員を400人に増員しても、不足すると思いますが県の考えを尋ねます。

知事も復興公営住宅の遅れが生じたことについて「全力を挙げて整備を尽くす、あわせて入居後のコミュニティ形成や交流支援をしっかりとやっていく」とのことですが、復興公営住宅入居者は各地域からあるいは何度も転居をしながらやっと落ち着く方も多いわけです。

コミュニティ交流員の人数と活動内容を尋ねます。

復興公営住宅の完成と同時に、集会所に備品等を整備し、すぐに使えるようにすべきですが県の考えをお聞きします。

今年の1月17日で、阪神淡路大震災から20年がたちました。ボランティアに行っただけ一面焼け野原だったことを思い出します。阪神淡路大震災20年後の今について、町にはビルが建ったがテナント料や家賃の値段が高くて入れず、もともとの住民が追いやられ何のための復興かと問う報道がありましたが、被災した住民の支援こそ真の復興との立場を貫く事こそ問われています。

阪神淡路大震災後、被災者を中心に住宅再建費用の助成を求める大運動が起き、個人の資産に税金投入はできないとする当時の政府のかたくなな立場を変えさせ、被災者生活再建支援法に道が開かれました。その後金額も改定されて来ましたが、被害規模がはるかに上回る東日本大震災にどう対応するかが改めて問われています。

2月2日、津波で住宅が流された大熊町・避難区域の仮設住宅の皆さんと懇談しました。原発政策に協力してきたが、津波被害にもせめて何割かの支援があればと言います。まず、避難指示域内での地震・津波被災住宅について、住民の生活再建の視点を踏まえた原子力損害賠償がなされるべきと思いますが県の考えを伺います。

住宅建設費がますます高騰している中で、被災者の住宅再建は大変困難になっています。昨年12月議会では全会派一致で被災者生活再建支援法の金額の引き上げを国に強く求める意見書が提出されました。

被災者生活再建支援金を500万円以上に増額するよう国に求め、県としても独自の支援を行うべきと思いますが県の考えを尋ねます。

1月28日の檜葉町の避難者の皆さんとの懇談では、自分の家はリフォームしたが周りは帰らず一面萱だらけ、不便で物騒で子どもも帰ってこない中、とても一人では帰れない、自宅でなくてもいいから檜葉町で暮らしたいと要望が出されました。帰還を望む住民に向けて、避難地域の高齢者のための住宅が必要と思いますが県の考えをお聞きします。

また、高齢者の帰還にむけ、市町村の既設公営住宅へのエレベーター設置について、県はどのように支援をするのかうかがいます。

次は、農業問題についてです。

コメの作付面積については、大震災原発事故後8万ヘクタールから次の年は2割くらい減ったが、今は回復して約6万8,000ヘクタールになった。しかし米価下落で来年度は種もみ

から推測すると、作付は3%減になる予想といます。コメ生産は人口減少や米離れで減少傾向は続く、餌米は安ければ需要はあるが補助金がないと農家の経営は難しいと言います。福島県の現状からすると6次化や大規模化農業だけでなく、農地や地域を守る家族経営にもっと力を入れる必要があると思います。

米価下落対策には、種もみの支援だけでなく、原発事故で下落幅が大きいこともありますから、鮫川村で一反部1万5千円の支援をしていますが、県としても米の生産費を補う支援が必要と思いますが県の考えを伺います。

77万トンものミニマムアクセス米をやめさせることはもちろん、TPP交渉において、主食のさらなる輸入拡大はしないよう改めて国に求めるべきと思いますが県の考えを伺います。

農協改革についてです。安倍政権・自民党の農協改革案が決まり、3月中に法案を提出し、統一地方選後に本格的審議が行われる予定です。内容は全国農業協同組合・JA全中の地域農協に対する指導監査権限の廃止を柱とする農業関連法案です。安倍首相は農協改革について、強い農協を作り農家の所得を増やす、廃止するのはJA全中の指導・監査だけと言いますが、狙いは、全中の権限をなくして全国的な結束力を弱めTPP反対のエネルギーをそぐこと、全農を農協法から外し一般社団法人化して、アメリカと日本の金融機関に開放することです。農協の事業は、農家へのサービスですから経済事業だけでは黒字になりません。金融と共済で出た利益を活用することで総合的事業として成り立っているのです。農村地帯では営利会社が儲けの対象とならない所に、金融機関・ガソリンスタンド・スーパー等地域社会を支えている地域農協も多くあります。地域を壊してきた自民党の農政に何の反省もなく、JAを解体することとなればさらに地方を壊し疲弊させるだけです。

さる2月9日、県JAグループは、改革は組合員と会員の意思に基づいて行うべきとし、今回の国の「農協解体」に反対の立場で国に要請するよう知事に申し入れを行っています。県は、農協（JA）の役割をどう考えているのか伺います。

安倍政権の進める農協改革について、県は反対すべきと思いますが県の考えを伺います。

次に、住宅リフォームと福祉灯油についてです。

昨年12月の日銀のアンケート調査では「生活にゆとりがなくなった」と言う人が3月以降連続して増え続け51.1%に達しました。特に弱者を直撃しています。

今回の国の補正予算は、アベノミクスのもとでの実質賃金低下に加え、昨年4月からの消費税増税に伴う深刻な景気悪化に対し追加の経済対策が必要になった結果出されたものです。今度の補正予算もこの観点から取り組むべきです。「地域住民生活等緊急支援のための交付金」にかかわって二点質問します。

住宅リフォーム助成制度についてですが、今回の国の補正予算の審議で「消費喚起につながると認められれば、交付金の対象になる」とわが党の田村参院議員の質問への答弁がありました。地域経済波及効果が、予算の20倍以上になることを秋田県ではすでに実証されていますが、福島県でも住宅のリフォームに対する助成を実施すべきですが県の考えを伺います。

福祉灯油についてですが、福祉灯油を今年度から実施し、来年度からは恒常的な制度にすべきと思いますが県の考えを伺います。

次に、漁業問題についてうかがいます。

重大な汚染水もれが続いており、漁業の再開も困難が予想されますが、その一方で、「いわき丸」での調査で放射性物質や水産資源の分布状況の調査が進んでいると聞きます。

福島県海域の海水と海底土の放射性物質濃度について、原発事故後どのように変化しているのかお聞きします。

福島県海域の魚介類の放射性物質濃度についても同様にお聞きします。

漁業の全面再開に向け、魚介類の検査を効率的に行う事ができるようですが、検査機器の開発状況について伺います。

漁業の全面再開に向け、漁協の自主検査体制の強化が必要と思いますが県はどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、観光政策についてです。

今年4月から6月にかけて、デスティネーションキャンペーン・大々的観光誘致が行われますが、おいしい、きれい等だけでなく、長期的・きめ細かい・福島や日本の未来に提起できる内容も求められています。

会津地域の自治体や観光協会からは、ふくしまっ子自然体験・交流事業は大変助かっている、増やしてもらいたいとの要望が出されていますが、この事業の予算は年々減額されています。活用しやすいよう補助内容を見直し予算を増額すべきと思いますが県教育委員会の考えを尋ねます。

直接被災者の声を聴きたい、被災地の今を見たい、何か協力したい、という多くの声がありますが、これらに対応する受け入れが必要です。県は、復興ツーリズムの受け入れ体制づくりにもどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次は、医療・福祉人材の確保についてです。

来年度、県は檜葉町にふたば復興診療所を開設する予定と聞きます。浜通りはいわき市を始め県内でも医療スタッフの確保が特に厳しい状況で心配されます。県は県立診療所の医療従事者をどのように確保していくのか伺います。

全県的にも引き続き医師・看護職員・医療スタッフ確保の取り組みが重要ですが、特に看護職員の職場環境が深刻です。震災後の県医労連の調べでは、慢性疲労を感じるが82%で全国平均の10%近く多く、仕事を辞めたいと思う人は4人に1人で、辞めたい理由は思うように休暇が取れないが45%でした。看護職員の勤務環境の改善に、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

介護についてですが、国は介護報酬を2.27%引き下げようとしています。処遇改善加算などの上乘せを除けば介護事業者に入る報酬はマイナス4.8%にもなります。消費税や物価高を考えれば過去最大の引き下げです。

月給が上がったがボーナスが減る、経営悪化で人員が削減され仕事はよりきつくなる、古くなった施設の改善が見込まれなくなる、予定された施設が中止になる等、働く人と事業者の両方から厳しい声が上がっています。人材確保が特に厳しくなっている浜通りの介護現場を訪問し懇談しました。もともと介護職員の賃金が平均賃金より 10 万円も低いことが最大の原因ですが、原発事故以降、避難者の受け入れが多いところに、逆に放射能が心配で若い子育て中の働く女性が県外に避難して行ったこと、そこに復興の仕事が増えて給与の安い介護の現場に人材が集まらなくなっているとのことでした。

介護職員不足により利用者の受け入れを制限している特別養護老人ホームと介護老人保健施設について、県全体、特に相双地域、いわき市の施設数と制限ベット数を尋ねます。

県は、介護職員初任者研修を修了した働き手を増やすためどのように取り組んでいくのか伺います。

原発被災県として介護職員の賃金引上げに対する県独自の支援が必要と思いますが、県の考えをお聞きします。

次に、子育て支援について質問します。

こども未来局についてですが、成長期を含む子どもを巡る重大な事件が起きています。その背景に、虐待や育児放棄など愛情を受けられなく成長したことがあると指摘されています。

子育て中の親の環境を見ると長時間・低賃金・不規則・不安定雇用など劣悪な労働条件がはびこっています。格差社会の進行でますます子どもの置かれている状況は悪化しています。「子どもの貧困対策法」の成立で、計画づくりと実効ある施策展開が都道府県に求められています。さる 12 月議会でわが党の長谷部議員の質問に総務部長と子育て担当理事が、新設予定のこども未来局を中心に、市町村や関係団体と協議し計画の策定も含め検討していくと答弁しました。

「貧困対策室」等ワンストップサービスを作る、生の声を取り入れた子どもの貧困の実態の「見える化」をはかる、すべての子どもに「支援情報」を届ける仕組みを作ることが重要だと思いますが子どもの貧困対策計画策定に向けた県の基本的考え方について伺います。

大震災と原発事故の影響により、県内の児童相談件数が増加傾向にあることから、対策強化が必要ですが、県は児童虐待の防止と早期発見のため、各市町村や地域との連携にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

また、児童相談所の児童福祉司の増員を図るべきと思いますが県の考えを尋ねます。

保育所問題についてですが、4 月からスタートする、子ども子育て支援法によって大きく変化する保育所の問題です。

保育時間が現在の児童福祉法では保育必要量は 1 か月単位で決まっていますが、今度は標準保育 11 時間と短時間保育 8 時間に自治体が設定し、これよりオーバーすると延長料金を取ってもいいこととなります。保育短時間認定児の延長保育料金について、保護者に負担がかからないよう県が支援をすべきですが伺います。

保育料について、保護者の負担が現行通り維持できるよう県は支援をすべきですが県の考えをお聞きします。

幼稚園の一時預かりまで入所扱いにし待機状態を圧縮しようとするなど国が定義を変えました。しかし、低年齢児の待機状態は待たなしです。ニーズの高い低年齢児保育確保のための小規模保育事業が3種類ありますが、

小規模保育事業について、保育士資格が職員全員に求められるA型のみを認可するなど、質の向上を図るよう支援すべきですが県の考えを伺います。

介護の現場だけでなく看護師確保のためにも今子育て中の女性が働き続けられるようにすることが求められています。24時間保育や病後児保育などの要望を調査し、事業化に向けて支援すべきと思いますが県の考えを尋ねます。

最後に、教育問題についてです。

奨学資金についてですが、大震災以降浪江町の子どもたちは、今年2月時点で、小学校・275校、中学校・365校、合わせて624校に分散して学んでいます。避難地域では、小学校4校・中学校2校が休校になり、高校はサテライト5校が募集停止になり、中高一貫の「ふたば未来学園」が開校予定です。避難指示解除、県外から県内に、仮設や借り上げから復興住宅に等、子どもたちは転々とした落ち着かない環境の下で経済的困難を抱えている家庭も多くあります。県PTA連合会からも、自主避難を含め避難を余儀なくされた保護者を含め経済的負担軽減を求められています。

高校生向けの震災特例の奨学金についてですが、貸付け型でも卒業後一定の収入以下であれば返済が免除されるので震災を受けた子どもたちにとっては大変助かっている制度です。この制度の利用状況を見ると、震災の年の2011年度は、1,545人ですが、2012年度は1,334人、2013年度は979人、2014年度は657人で、この制度の周知があまりされていないように見受けられます。震災を受けた皆さんは住居の変わる人も多く、制度を知らない人も多いため希望する生徒全員がもれなく適用がされるよう、震災特例採用奨学資金について、対象となる一人一人の生徒に制度の周知を図るべきと思いますが県教育委員会の考えを尋ねます。

直接原発避難や地震・津波の被害を受けていなくても、県民は様々な経済的影響を受けています。国に給付型奨学金の制度創設を求めるべきと思いますが県教育委員会の考えをお聞きします。

学校司書についてです。昨年6月に学校図書館法が国会で全会一致改正され、学校図書館の司書を置く事と研修等の努力が義務付けられました。学校司書の重要性については言うまでもなく、子どもの未来創造対策特別委員会中間報告でも豊かな心の育成で学校司書の存在は欠かせない、小中学校において不足している学校司書の確保に向け支援強化が必要と報告されています。

これまでは図書館司書教諭はいても授業と掛け持ちで忙しく、学校の図書館が開けない状況が続いたので大いに期待される所です。しかし、今回の法改正は、専任・専門・正規の位置づけではなく直接予算化されておりませんので課題は残っています。県立高等学校における学校司書の配置の現状と全校配置の目標について県教育委員会の考えを尋ねます。

郡山市やいわき市では市民の長年の運動などがあり、PTA会費からの持ち出しなど苦勞

しながら学校司書の配置が行われてきました。いわき市では出前読み聞かせなど「読書環境を良くする会」の運動があり、すでに2013年度から小学校に4人、2014年度は23人配置し、2015年度は全小学校に配置する考えと聞きます。市町村立小中学校に学校司書の配置が進むよう県独自の支援をすべきと思いますが県教育委員会の考えをお聞きします。

学校維持管理経費についてですが、現場では経費節減でやっていると言いますがぎりぎりです。そのために図書購入費はまったく不十分です。県立学校の図書購入費を含めた維持管理経費を増額すべきですが県教育委員会にお考えを伺います。

答弁

内堀雅雄知事

(二、避難者支援について)

宮川議員のご質問にお答えいたします。

避難者との対話についてであります。先月も、県内の仮設住宅や新潟県を訪問し、避難者から、「自らが中心になって、見守りや、情報紙の手渡し活動を行っている」、「気力を失った時期もあったが、土地を借りて、また農作業を始めている」といったお話があった一方で、「どうしても古里に戻りたい」という高齢者の方の思いや、「長期の避難により精神的に追い込まれている方が増えている」といった、見守り相談員の方のお話など、切実な声も聴いてまいりました。

私は、これまでの対話を通じて、避難の状況は様々であり、一人一人の意向を尊重しながら、きめ細かな対応に努め、避難者の皆さんが将来の見通しを立てて前に進んでいけるよう、一日も早く震災前の穏やかな古里を取り戻さなければならないと改めて思いを強くしたところでもあります。

今後は、原発事故の収束や除染の取組、復興公営住宅の整備促進など、復興への歩みを更に進めるとともに、生活支援相談員や復興支援員による見守り、相談体制の強化等を通じ、帰還や生活再建の実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

一、原発問題について

生活環境部長

原子力規制委員会につきましては、現場を含めた監視体制を強化するとともに、情報公開の徹底を求めながら、専門的な見地から、廃炉作業の十分なリスク評価を行い、東京電力への指導・監督を徹底するなど、汚染水対策を始めとする廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められるよう取り組むべきであると考えております。

次に、外洋への排水につきましては、先月27日、廃炉安全監視協議会による立入調査を実

施し、東京電力に対し、汚染された雨水が排水路から外洋へ流出することを防ぐため、排水先を港湾内へ切り替える対策の実施、さらには、構内の排水路全体の系統構成を含めた管理計画を策定することなどを求めたところであります。

次に、汚染水対策につきましては、地下水バイパスの稼働や高温焼却炉建屋の止水により、原子炉建屋等への地下水の流入が減少している一方で、多核種除去設備が、計画通り稼働せず、タンク内汚染水の処理が遅れていること、凍土遮水壁工事が、山側を先行して凍結を開始する予定であることなどの説明を受け、廃炉安全監視協議会において、現地調査による確認を行いながら、専門委員等が専門的な見地から、安全性の向上や追加的対策など、必要な意見を申し入れております。

次に、サブドレン浄化水の海への放出につきましては、国及び東京電力は、今回の汚染された雨水の海への流出について、対策を早期に、かつ確実に進め、漁業関係者を始めとする県民の目に見える結果を出すことに総力を挙げて取り組むべきであると考えております。

次に、原子力規制委員会委員長の発言につきましては、その趣旨等について、承知しておりません。原子力規制委員会は、汚染水対策を始めとする廃炉の取組や作業員の安全確保についてそれぞれ、しっかりと確認し、東京電力への指導・監督を徹底することが重要であると考えております。

次に、1、2号機の排気筒につきましては、東京電力から、損傷を考慮した耐震安全性評価を行った結果、東日本大震災と同程度の地震が再度発生しても、耐震安全性が確保されている、また、新規制基準に基づく耐震評価等については、現在、検討中であるとの説明を受けております。

次に、3件の死亡事故につきましては、東京電力から、掘削業務における危険防止措置、高所作業における安全帯の使用、重量回転物を取り扱う際の注意喚起といった、労働者の作業安全に関する措置が徹底されていなかったことなどが原因であり、全作業について、意識・手順・設備の三つの観点から、安全総点検を行うとともに、今後の事故原因となり得るリスクの洗い出しを行い、その結果を他の作業に水平展開するなど、全ての協力企業と一体となって、安全管理の取組を継続的に行っていくとの報告を受けております。

次に、労務費割増分につきましては、東京電力において、元請企業等へのヒアリングを実施しており、先月開催した労働者安全衛生対策部会において、これまでヒアリングを実施した企業については、適切に支給されていることを確認したとの報告を受けておりますが、作業員への就労実態に関するアンケートでは、「支払の説明を受けていない」等の回答があることから、県といたしましては、東京電力に対し、関係事業者と一体となって取り組み、作業員に労務費割増分が適切に支払われるよう、引き続き、求めてまいる考えであります。

次に、労働環境の改善につきましては、労働者安全衛生対策部会等において、労働条件の

明示等による雇用の適正化や作業環境の改善、さらには、労働災害の再発防止対策に取り組み、労働者が安心して働くことができる環境を整備するよう、東京電力に対し、繰り返し求めてきたところであり、引き続き、労働者が安定的に、安心して働けるよう、東京電力が責任を持って労働環境の改善に取り組むことを求めてまいる考えであります。

次に、外国人労働者数につきましては、東京電力からは、人数は把握していないと聞いております。なお、作業員登録の際に行っている入所時教育の徹底などにより、労働災害等の未然防止に努めているとしております。

次に、富岡労働基準監督署につきましては、広野町に開設した臨時事務所を拠点として、県内の労働局職員の応援を得ながら、毎月、現場への立入りをを行い、労働条件や安全対策などを確認しているとのことではありますが、重大な労働災害が発生していることや作業員が増加している状況などから、県といたしましては、引き続き、国に対し、東京電力への指導・監督を強化するよう求めてまいる考えであります。

県警察本部長

除染作業等からの暴力団排除につきましては福島第一原子力発電所・暴力団排除対策協議会現地連絡会のほか、環境省除染事業等暴力団排除対策協議会、18地区の除染事業等警察連絡会等と連携して対策を実施しております。県警察といたしましては、引き続き、同協議会等の関係機関や事業者と連携し、暴力団等の事業参入を阻止してまいります。さらに、あらゆる法令を適用した犯罪の取締りにより、本県の復興の妨げとなる暴力団等の排除を徹底してまいります考えであります。

二、被災者支援について

保健福祉部長

生活支援相談員の長期雇用につきましては、避難生活が長期化する中、同一の相談員が継続して支援していくことが望ましいと思っております。今後とも、国に対して、必要な財源措置が継続して講じられるよう強く要望してまいりたいと考えております。

次に、生活支援相談員の配置につきましては、長引く避難生活に対応するため、人員を倍増するとともに、新たに主任生活支援員等を配置し、相談体制の強化を図ることにより、避難者一人一人が抱える課題等に適切に対応し、健康の維持と生活の再建につなげられるよう取り組んでまいります。

土木部長

市町村の既設公営住宅へのエレベーター設置につきましては、国の交付金により整備でき

ることから、市町村に対し、県等の事例の説明や整備計画の策定に関する助言を行うなど技術的な支援を引き続き実施してまいる考えであります。

原子力損害対策担当理事

地震、津波に被災した住宅に係る原子力損害賠償につきましては、地震によって建物が倒壊した場合や津波によって建物が流失した場合以外は、地震、津波による損害分を除いた賠償が行われているところであります。なお、倒壊又は流失した住宅にあっても家財に係る損害に対し、一定の賠償がなされております。

次に、被災者生活再建支援金につきましては、国への提案・要望活動や北海道東北地方知事会による提言など、これまでも国に対し、再三にわたり増額を要望してきたところであり、今後とも、被災者の住宅再建が十分に図られるよう、その拡充を求めてまいる考えであります。

避難地域復興局長

コミュニティ交流員につきましては、復興公営住宅100戸に2人程度配置する方針に基づき、現在、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市に管理者を含めて13人を配置し、交流行事の企画や自治組織の立ち上げ支援のほか、受け入れている地域との関係づくりに取り組んでおります。今後は、住宅整備に合わせ段階的に人員体制を拡大し、四千八百九十戸全ての住宅が完成した際には、約100人の体制で支援活動に取り組むこととしております。

次に、復興公営住宅集会所の備品等につきましては、入居者の自治組織の活動や交流活動を円滑に行うことができるよう必要な物品をそろえていく考えであります。

次に、避難地域での高齢者のための住宅につきましては、古里に帰還した高齢者が安心して暮らすための住宅が必要との市町村からの声も多いことから、市町村と共に検討してまいる考えであります。

三、農業問題について

農林水産部長

米の生産費への支援につきましては、生産者の収入減少の影響を緩和するため、経営所得安定対策の「ナラシ対策」が実施されておりますが、平成27年産からの加入要件の緩和を受け、認定農業者等を育成しながら、一人でも多くの稲作農業者の加入を促進してまいります。また、国が緊急経済対策として稲作の生産コスト低減の支援を講じたことから、これらを積極的に活用しながら稲作経営の安定を図ってまいります。

次に、米の輸入拡大につきましては、全国知事会が先月開催した「TPP交渉に関する説

明会」においても、国から明確な説明がなく、県といたしましては、米は重要品目の一つであることから、衆参両院農林水産委員会決議を踏まえて、交渉が進められていると受け止めております。引き続き、全国知事会等と連携しながら、国民に対する十分な情報提供と明確な説明、農林水産業の再生強化に向けた対策、被災地域の復興に最優先で取り組むことを、国に対し、求めてまいります。

次に、農協の役割につきましては、農業者の協同組合として総合事業を展開することにより、組合員の営農及び生活全般を支えるとともに、高齢化、過疎化が進む農村地域においては、生活インフラを提供する重要な役割を果たしているものと考えております。

また、農協は、農業者を代表する組織として、長年、行政と連携し、農業の振興を図るとともに、東日本大震災後は、米の全量全袋検査や農家の損害賠償請求事務を担うなど本県農業の復興、再生を進める上でも、重要なパートナーであると考えております。

次に、農協改革につきましては、政府・与党間で合意した改革案を全国農業協同組合中央会が受け入れ、現在、法案化に向けた作業が進められておりますが、農協が地域の農業・農村の振興に果たしている機能や役割を踏まえることが必要であると考えております。

県といたしましては、国に対し、様々な機会を捉えて、本県農業の復興、再生につながる改革となるよう要請してまいります。

四、住宅リフォームと福祉灯油について

保健福祉部長

福祉灯油につきましては、引き続き灯油価格の推移を見守るとともに、国や市町村の動向について情報収集に努めてまいります。

土木部長

住宅のリフォームにつきましては、現在、木造住宅の耐震改修と空き家の改修に対する補助を実施しております。今後とも、これらの利用を促進するとともに、復興需要により不足している工務店や職人等に関する情報を提供するなど、住宅リフォームを実施しやすい環境づくりに努めてまいります。

五、漁業問題について

生活環境部長

海水等の放射性物質につきましては、県は、沿岸の漁港と漁場において放射性セシウムを毎月測定しており、本年1月の調査では、海水は22地点の全てで不検出、海底土は42地点で1キログラム当たり不検出から最大342ベクレルで、事故後の最大値と比較して約27分の1

まで減少しております。また、国が測定している沖合についても、沿岸海域と同レベルの値となっており、本県海域全体として、減少傾向が確認されております。

農林水産部長

福島県海域における魚介類の放射性物質濃度につきましては、平成27年1月までに、2万4,438件を検査いたしました。このうち、放射性セシウム濃度が現在の基準値100ベクレルを超える割合は、平成23年度は34パーセント、平成24年度は13パーセント、平成25年度は2パーセントと低下傾向で、本年度は1月末までの結果で、0.6パーセントとなっております。

次に、魚介類の検査機器の開発状況につきましては、現在、複数のメーカーが漁協等の協力を得て、魚の種類や大きさごとに測定値を更正するためのデータ収集や、検体の処理が従来よりも簡易な方法で測定が可能となる機器の開発に取り組んでいるところであります。

次に、漁協の自主検査体制の強化につきましては、これまで、簡易分析器の配備や検査マニュアルの作成、漁協職員への検査技術講習会の開催などに取り組んでまいりました。今後は、県漁連が主催する水産物検査体制等検討部会の結果を踏まえ、魚種や水揚量の増加に対応した人員や検査機器の配置等効率的な検査体制の構築を支援してまいります。

六、観光政策について

観光交流局長

復興ツーリズムの受入体制づくりにつきましては、これまで、ふくしま観光復興支援センターを設置し、視察研修などを行う旅行会社や各種団体等の要望に応じ、震災語り部や視察先との連絡調整、コースの提案等の支援を行ってまいりました。今後も福島への復興に関心を寄せる多くの方に福島を正しく理解していただけるよう、受入体制づくりを一層進めてまいります。

教育長

ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業につきましては、利用実績や関係団体等の要望などを踏まえ、必要に応じて見直しを行ってきたところであり、引き続き、子どもたちの自然体験や交流活動の機会が確保できるよう取り組んでまいります。

七、医療・福祉人材の確保について

保健福祉部長

看護職員の勤務環境の改善につきましては、現在、院内保育所を設置する民間医療機関に対する運営費の補助や、看護職員のライフスタイルに応じた勤務形態の導入促進に向けた研

修会の開催などにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、看護職員の負担軽減を目的に、看護補助者の養成とその就業支援などに取り組んでいるところであります。今後とも、医療機関における勤務環境改善に努めてまいる考えであります。

次に、介護職員不足により利用者の受入れを制限している特別養護老人ホームと介護老人保健施設の施設数及び制限ベッド数につきましては、本年2月1日現在、県全体で14施設、164床となっており、そのうち、相双地方では7施設、87床、いわき市では4施設、49床となっております。

次に、介護職員初任者研修を修了した働き手を増やすための取組につきましては、高校生を対象とした資格取得支援事業や、事業者が行う一般向けの資格取得の負担軽減事業を実施するとともに、今年度から、シニア向けの高齢者社会参加活動支援事業を実施するなど、各世代を対象に展開しており、今後とも人材育成にしっかりと取り組んでまいります。

次に、介護職員の賃金改善に対する支援につきましては、原発事故の影響により、人材不足が特に深刻な浜通り地域などを対象に、特例措置として、全額国庫による賃金手当制を新設するよう国に求めているところであり、今後も引き続き、働き掛けてまいりたいと考えております。

病院局長

県立診療所の医療従事者につきましては、複数の診療科を予定しているため、医師については、県立医科大学や国、関係機関と密接に連携を図りながら、公募も含めたあらゆる確保策を講ずることとしております。また、看護師、放射線技師などの医療スタッフについては、県立病院間の異動等により、必要な人員を確保することとしており、県立診療所が双葉地域の復興に向け、円滑にスタートできるよう取り組んでまいる考えであります。

八、子育て支援について

子育て支援担当理事

子どもの貧困対策計画につきましては、教育や生活の支援、保護者に対する就労支援など様々な観点からの検討が必要であると考えております。このため、新年度、市町村や有識者から成る懇談会を設置し、計画の策定を進めてまいる考えであります。

次に、児童虐待の防止と早期発見につきましては、児童相談所と市町村や学校、警察などの関係機関が情報を共有し、連携して対応することが重要であることから、児童相談所において、関係機関の連携のための講習や、地域の民生児童委員等を対象とした専門研修を実施するなど、関係機関との協力体制の強化に努めているところであります。

次に、児童相談所の児童福祉司につきましては、今年度、4名増員しております。今後と

も、複雑困難化する相談の動向などに配慮しながら、適正な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、保育短時間認定児の延長保育料金につきましては、子ども・子育て支援新制度においても、現行制度と同様に市町村の延長保育事業に要する経費に対し、財政支援を行うこととしております。

次に、保育料の保護者負担につきましては、保護者の所得に応じ、国が定める基準を上限として、市町村が地域の実情に応じて定めることとなります。県といたしましては、引き続き、保育所の運営費に対する支援を継続するとともに、多子世帯の保育料の軽減について、取り組んでまいる考えであります。

次に、保育の質の向上につきましては、小規模保育事業の認可は、児童福祉法により、市町村が行うことと規定されていることから、県といたしましては、保育の質を高めるための施策として、保育士をより多く配置している施設への財政支援や保育士確保のための事業などに取り組んでまいる考えであります。

次に、病後児保育などの事業化に向けた支援につきましては、市町村では、病気の回復期にある児童の保育など、子育て支援に関する事業についてのニーズ調査を実施しており、その結果を踏まえた市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっております。県といたしましては、市町村が計画に基づいて実施する事業を支援してまいる考えであります。

九、教育問題について

教育長

震災特例採用奨学資金制度につきましては、県内の各学校において、入学後の個別面談等により生徒の現状を把握し、対象となる生徒一人一人に制度の周知を図っているほか、生徒が広域に避難している状況を踏まえ、全ての都道府県に対し制度の周知を依頼しているところであります。今後とも引き続き、きめ細かに対応してまいります。

次に、給付型奨学金制度の創設につきましては、意欲と能力のある学生が、家庭の経済状態にかかわらず、安心して学業に専念できる環境を整えるため、国に対して引き続き要望してまいります。

次に、県立高等学校の学校司書につきましては、いわゆる標準法に基づき一定規模以上の学校に配置してきたところであり、今回の学校図書館法改正の趣旨を踏まえ、新年度はこれまで配置していない規模の学校の一部に配置することとしており、今後も配置校の拡大に向け努めてまいる考えであります。

次に、市町村立小中学校における学校司書につきましては、国による地方財政措置について市町村教育委員会に周知するとともに、学校司書を活用した効果的な取組事例についての

研修会を実施するなど、配置が進むよう取り組んでまいります。

次に、県立学校の図書購入費を含めた維持管理経費につきましては、各学校の規模や設備の状況等を踏まえるとともに、要望等を調査した上で必要額の確保に努めているところであり、今後とも、学校を取り巻く様方な動向にも配慮しながら、予算の適切な配分に努めてまいります。

再質問

宮川えみ子県議

まず生活環境部長に再質問いたします。汚染雨水流出問題についてです。溶け落ちた強烈な放射能を発する核燃料はずっと冷やし続けなければなりません、何年続くか見通しはなく、今後とも敷地内からはさまざまな汚染水流出の可能性が続くと思います。東電が全くこれまでの反省なく情報を隠したり、国の規制委員会がその役割を果たさなかったら福島の復興はありません。漁業の再開、風評の払拭、避難者の帰還、すべて問題が進みません。福島民報新聞の社説のように、収束と廃炉を直接になう国の組織の設置、担当能力のない東電の解体と資産処理を含めた法規制を求めるときだというのも当然だと思います。

タンク作業で死亡事故を起こしたときの田中規制委員長の発言を見ても、東電はもちろん、国は「放射能で海を汚さない」という観点に立っていないのではないかと思います。もっと国が役割を果たすように、原子力規制委員会が役割を果たすように県は求めるべきだと思います。指導監督が徹底されていないからこういう事態が起こるんですね。もっと遠慮しないで県は国にちゃんと言うべきだと思います。再答弁をお願いします。それから、排気塔の問題も、そんなことを断定的に言っていないんですか。もっと検証するべきだと思いますがこれも質問します。それから、労働者の割増賃金です。「払っている」「もらっていない」こういう事態なんですね、そのままにしておくなんてとんでもないことだと思います。このことについても申入れをして徹底すべきだと思います。

それから知事に再質問させていただきます。知事が就任早々、避難者を訪問して対話を重ねてきていただいたことは大変よかったですと思います。様々な要望もあったかと思います。私どもも4年目を迎える今日、さらに避難者の皆さんと対話を重ねてきました。ほんとに千差万別です。また避難者と言っても（避難指示）解除されてしまうと、自主避難者になってしまってなんの支援もなくなっていくという問題もあるんですね。原発推進政策のなかでこういう事故が起こされた。国の安全神話のなかで起こされたんですね。ですから私は知事が思いをいろいろ聞いていただいて、そして知事の提案で国にどんどん政策を実施させるような法制化も含めてやっていただくときだと思います。知事の思いをどのように具体化するのか。また、対話の機会を今後ともどのように持っていくのかお尋ねします。

それから保健福祉部長なんですが、介護人材問題は本当に深刻です。30人以下の中規模施設といわれる老人の施設については市町村が把握しているわけですね。これも合わせると本当に大変な実態なんですよ。国に求めているということはもちろん当然で、一生懸命やっ

てもらいたいですけど、原発事故によってこういう事態が深刻になってきているというのは誰の目にも明かなんですね。これも県独自の対策を当面やりながら、国に求めていただくということが大事だと思います。

それから福祉灯油についてですが、避難者を多く抱えた福島県でこそ求められると思うんです。平成19年と20年で実施したんですね、数千万円です。1億円にも満たない金額なんですね。東北では各県ほんとにいろいろやっています。私は福島県こそやるべきではないかなと思います。再質問させていただきます。

再答弁

知事

避難者への支援につきましては、避難している皆さんが1日も早く、安心して生活を送れることが何よりも大切であると考えております。このため、今後とも避難者の皆さんとの対話を継続するとともに、新年度においては、生活支援相談員や復興支援員を大幅に増員し、避難者へのきめ細かな対応に努めるなど帰還や生活再建につながる取り組みを着実にすすめてまいります。

生活環境部長

原子力規制委員会についてでございますが、汚染水対策をはじめ廃炉に向けた取り組みが安全かつ着実にすすめる。これが福島の復興の大前提でございます。これまでも現場を含めて監視体制強化につきましては繰り返し求めてきたところであり、専門的な見地から東京電力の指導監督をさらに徹底するよう引き続き求めてまいる考えであります。

次に、1・2号機の排気塔につきましては、東京電力から東日本大震災と同程の地震が再度発生した場合の耐震安全性についての評価は終わってございますが、新規基準に基づく耐震評価につきましては基準地震動の評価も含めて検討をすすめているということであり、それらの状況につきましてしっかりと確認してまいる考えであります。

それから、労務費割増し分につきましては、東京電力において元請け企業等へのヒアリングは現在も継続して実施をしております。2月の廃炉安全監視協議会の部会におきまして、これまでの結果等について報告を受けたところでありますけれども、今後も継続しているそれらの（調査の）結果について引き続き確認をしたうえで、労務費割増し分が適切に支払われるよう引き続き求めてまいる考えであります。

保健福祉部長

一つは介護人材不足の問題でございます。県としてもご指摘の通り深刻に受け止めております。これまでも新採用職員の住宅の確保手当であるとか、就職にあたっての支援準備金であるとか、研修に行く方の代替職員の支援であるとか、ある意味あらゆる方策を講じてきていると言ってもいいくらい様々な手段は講じてきております。この度はまた、中高生に職場体験をしていただいたり、あるいはロボットなどで環境改善ができる場所はそういった

努力もしたりということで、県民の皆さまの理解を広くいただきながら、人材の裾野も広げていこうということであらゆる努力をしつつ、ご指摘の原発事故にともなう部分につきましては、引き続き国に求めるべきものは求めていきたいと考えております。

それからもう一点、福祉灯油につきましては、現在のところ店頭価格については落ち着いているのかなと認識をしておりますが、引き続きまして価格動向、それから市町村・他県の動向などにも注意をはらってまいりたいと考えております。

再々質問

宮川えみ子県議

生活環境部長になんですが、本当に県民の声をどう聞いてらっしゃるのかなと思います。(県民は)ものすごく心配して怒ってます。漁業者だけでなく。原子力規制委員会・国にこのことについて求めているのかなと思います。この問題について原子力規制委員会と国が役割を果たしていないと私は思うし県民も多くがそう思っているんですが、このことをどういうふうに伝えているのかなということでもう一度答弁をお願いします。

それから教育長に質問させていただきます。高等学校の維持管理費についてなんですが、適切配分という言葉は日本語としてとても抽象的です。維持管理費のなかに図書経費も入っているんですね、ですからどうしても購入の方にまわっていかないんですね。せっかく国のほうが全会派一致して読書を推進しようというときなんですから、そういう努力が見えることが必要だと思うんですね。維持管理経費がぎりぎり図書費にまわらないという実態は改善すべきだと思うんです。そのことについてもう一度答弁をお願いします。

それから図書館司書の問題です。心を育てるということはいまとても大事ですね、原発問題で先ほどいろいろ述べましたけれども、いろんな面で心の問題もすごく大事だと思うんですね。そういう福島県だからこそ私は他県に先駆けてこの問題で市町村への支援をやったらどうかと思うんですね。少し前ですが商労文教常任委員会で島根県に視察に行ったときは、県が費用の負担をしながら、全県の小中学校に図書館司書を配置していたんですね。やり方はいろいろありました。パートの人もしましたし、親たちの支援をいただくということもありました。でも何か実質的な支援を市町村にすすめていくということで学校図書館に注目が行くんですね。ですから学校も子どもたちも、親たちも地域も、こんど学校図書館に注目がいくというかたちにしていくためにも、市町村への図書館司書の配置について、具体的に配置する人員への支援という方向も求められていると思うんです。もう一度市町村立学校への図書館司書の配置についての支援についてもう一度お尋ねをしたいと思います。

再々答弁

生活環境部長

原子力規制委員会につきましては、現場を含めた監視体制を強化するとともに、東京電力の指導監督をさらに徹底するなど、汚染水対策をはじめとする廃炉に向けた取り組みが安全

かつ着実にすすめられるよう引き続き求めてまいる考えであります。

教育長

まず一つめの県立学校の維持管理経費についてですが、必要な額は確保しているものと認識しておりますが、なお今後とも学校の要望等踏まえながら教育環境の整備に努めてまいりたいと思います。また各学校の維持管理費の状況につきましては、数回にわたりまして年間所要見込み額の調査等によりまして把握をしているところでございます。

二つめの市町村立小中学校における学校司書でございますが、県立の場合と違いまして、県の支援としては国による地方財政措置の周知、どのような学校図書の利用法をしているか、具体的な効果的な事例、また司書の研修会、そういうものを通じて市町村を支援していきたいと思っております。

以 上